

# F A X 送 信 の ご 案 内

送付日: 令和5年1月23日

送付先: 水戸簡易裁判所民事2係 御中 (FAX: 029-224-4661)

原告 株式会社はなもみ (FAX: 029-254-7189)

発送者: 〒104-0061

東京都中央区銀座一丁目7番6号 銀座河合ビル7階

弁護士法人銀座ファースト法律事務所

TEL: 03(3538)1011 FAX: 03(3538)1022

被告訴訟代理人弁護士 田中 清



時下益々ご清祥の段お慶び申し上げます。

さて、下記事件につきまして書類を送付いたしますので、ご査収の程、よろしくお願い申し上げます。

## 1. 事件の表示

令和4年(少エ)第12号 少額訴訟判決異議事件

原告 株式会社はなもみ

被告 国立大学法人筑波大学

## 2. 送付書類

準備書面(2)	2枚
	以上

送信枚数 3 枚 (本送信書含む)

水戸簡易裁判所民事2係 御中 (FAX: 029-224-4661)

被告訴訟代理人弁護士 田中 清 行 (FAX: 03-3538-1022)

## 受 領 書

上記の通りの書面を受領しました。

受領年月日: 令和 5 年 1 月 23 日

受領者氏名・印:

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1-386-1-107

株式会社 はなもみ

代表取締役 池田 剛 士



令和4年(少エ)第12号 少額訴訟判決異議事件

原告 株式会社はなもみ

被告 国立大学法人筑波大学

### 準備書面(2)

令和5年1月23日

水戸簡易裁判所民事2係 御中

被告訴訟代理人弁護士

田中 清



同

小谷 健太郎



同

飛鳥井 雅 崇



#### 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する
  - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

#### 第2 請求原因に対する認否・反論

- 1 被告は、原告作成に係る訴状、令和4年9月5日付準備書面、令和4年10月27日付準備書面(2)、令和4年12月2日付訴えの変更申立書、及び令和4年12月16日付準備書面(3)の各事実について、被告が国家公務員共済組合連合会水府病院と共同研究を行った事実は認め、その余は

いずれも否認ないし争う。

原告の主張は、通常訴訟に移行後も請求原因が特定されておらず、訴訟物との関係で必要な事実が不明であること、及び事実関係が混沌と記載されており、趣旨不明瞭な箇所も多々存在することから、概括的な認否をせざるを得ない。

- 2 原告の請求は、少額訴訟に引き続き、訴訟物が不明確であり、請求原因も特定できておらず、主張自体失当であるから、速やかに棄却されるべきである。

### 第3 今後の方針について

以上のとおり、原告の主張には理由がないことは明らかであり、被告の応訴の負担と訴訟経済を勘案し、これ以上審理を重ねることは無益であるから次回期日にて結審することを希望する。

以上